三　前条の規定により第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は登録安全統括管理者講習機関に対し講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
四　登録安全統括管理者講習機関が天災その他の事由により講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。
２　国土交通大臣が前項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。
（公示）
第三十二条の三十九　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報で公示しなければならない。
一　第三十二条の二十六の登録をしたとき。
二　第三十二条の二十八の規定による届出があつたとき。
三　第三十二条の三十六の規定による届出があつたとき。
四　第三十二条の三十七の規定により第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。
（登録運航管理者講習機関）
第三十二条の四十　運航管理者講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。
２　第三十二条の二十七から前条までの規定は、前項の登録、運航管理者講習及び登録運航管理者講習機関に関する事務について準用する。この場合において、第三十二条の二十七第一項第三号中「総合安全統括管理者資格者証」とあるのは「総合運航管理者資格者証」と、「安全統括管理者として」とあるのは「運航管理者として」と、同条第三項中「登録安全統括管理者講習機関登録簿」とあるのは「登録運航管理者講習機関登録簿」と、第三十二条の二十九第二項中「第三十二条の二十六」とあるのは「第三十二条の四十第一項」と読み替えるものとする。

第四節　雑則

第三十二条の四十一　国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者から当該各号に定める事務の状況について報告をさせ、又はその職員に、次の各号に掲げる者の事務所に立ち入り、当該各号に定める事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
一　指定試験機関　試験事務
二　登録安全統括管理者講習機関　安全統括管理者講習の実施に関する事務
三　登録運航管理者講習機関　運航管理者講習の実施に関する事務
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十七条の六の見出しを「（報告徴収及び立入検査）」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第三十二条の四十一第二項」に改める。
第三十八条第三項中「（昭和五十五年法律第四十号）」及び「（同法第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）」を削り、「同じ。）の」を「この条及び次条において同じ。）の」に改め、同条第四項中「（昭和二十二年法律第百号）」を削る。
第三十八条の五第二項及び第三十九条の九第二項中「第二十五条第二項」を「第三十二条の四十一第二項」に改める。
第三十九条の十一第四項第四号中「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の三十六第一項」に、「第二十三条の三十一第一項」を「第二十三条の三十五第一項」に改める。
第三十九条の十三第二項中「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の三十六第一項」に改める。
第四十五条の三中「を国」の下に「（指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、当該指定試験機関）」を加え、同条中第二号を第十二号とし、第一号を第十一号とし、同号の前に次の十号を加える。
一　第三十二条の三第一項の規定による安全統括管理者資格者証の交付を申請する者
二　安全統括管理者資格者証の再交付を申請する者
三　総合安全統括管理者試験、大型船舶安全統括管理者試験又は小型船舶安全統括管理者試験を受ける者
四　第三十二条の五第二項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者
五　安全統括管理者講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者
六　第三十二条の七第一項の規定による運航管理者資格者証の交付を申請する者
七　運航管理者資格者証の再交付を申請する者
八　総合運航管理者試験、大型船舶運航管理者試験又は小型船舶運航管理者試験を受ける者
九　第三十二条の九第二項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者
十　運航管理者講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者

第四十五条の三に次の一項を加える。
２　前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第四十五条の五第一号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第三号中「第十六条」を「第十七条」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。
第四十六条第三号中「許可を受けないで」を「第一号許可を受けないで同項第一号に掲げる」に改め、「とき」の下に「、又は同項の規定による第二号許可を受けないで同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業を営んだとき」を加える。
第四十八条第一号中「第十六条」を「第十七条」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、「よる」の下に「輸送施設の使用の停止又は」を加え、同条第二号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二　第三十二条の二十第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
２　第三十二条の二十三第一項又は第三十二条の三十七（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条第二号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は届出」を「又は第八条第一項の規定による届出」に改め、同条第三号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は認可」を「又は同項の規定による認可」に改め、同条第五号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に、「）の規定」を「以下この号において同じ。）の規定」に、「又は届出」を「又は第十条の三第一項の規定による届出」に、「第十条の三第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条第七号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第八号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に、「の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた」を「、第十二条、第十三条（第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）又は第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定に違反した」に改め、同条第九号及び第十号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第十三号を削り、同条中第十四号を「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号中「第二十二条」を「第二十一条の四」に改め、同号を同条第二十号とし、同条中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。